

## 愛知県障害者相談支援体制整備事業実施要綱

### 1 目的

本事業は、障害者及び障害児（以下「障害者等」という。）の地域での生活を支援するため、相談支援体制の充実及び相談支援事業の円滑な実施に資することを目的とする。

### 2 実施方法

本事業は、相談支援アドバイザーの配置等により、事業の推進を図る。

相談支援アドバイザーは、「スーパーバイザー」、「地域アドバイザー」及び「専門アドバイザー」とする。

なお、事業実施にあたっては、県内の相談支援の実施状況等の情報を愛知県障害者自立支援協議会（以下「協議会」という。）と共有するなど連携を図ることとする。

### 3 実施主体

愛知県が実施する。

ただし、地域アドバイザー業務は、5（4）のイからエの要件を満たす適任者の配置が可能な法人に委託する。

### 4 相談支援アドバイザーの業務

障害者等及びその家族からの相談により得られたニーズに応じ、地域の福祉サービス資源を適切に結びつけて調整を図り、継続的にサービスの提供が行われるよう、必要な情報の提供や、権利の擁護のために必要な援助を行うための相談支援体制の整備を図る。

#### （1）スーパーバイザーの主な役割

地域福祉の実践者として、（2）に掲げる事項について、県内の状況を把握・評価し、相談支援体制の整備方策等、地域アドバイザーなど関係者へ必要な助言、指導を行う。

#### （2）地域アドバイザーの主な役割

スーパーバイザーの指導の下、次に掲げる事項について障害保健福祉圏域（以下「圏域」という。）内の関係機関と調整を図るなど、相談支援体制の整備、充実強化を行う。

ア 市町村自立支援協議会の充実・強化に向けた指導、調整

イ 広域的課題の解決に向けた支援

ウ 相談支援事業者等のスキルアップに向けた指導

エ 地域の社会資源の点検、開発に関する援助

オ 基幹相談支援センターの機能向上のための働きかけ など

#### （3）専門アドバイザーの主な役割

ア 地域では対応困難な事例に係る専門的見地からの助言

イ 地域の社会資源の開発に関する専門的助言

### 5 相談支援アドバイザーの選任等

#### （1）スーパーバイザー

（4）の要件を満たす者の中から福祉局長が選任する。

#### （2）地域アドバイザー

地域アドバイザー業務の委託先は、別に定める方法により（4）のイからエの要件を満たす適任者の配置が可能な法人から選定する。

委託先は、各圏域(名古屋圏域を除く。)に1か所を原則とする。

#### （3）専門アドバイザー

専門アドバイザーは、（4）の要件の何れかを満たす者のうち、障害児支援（発達障害）、権利擁護、就労支援、地域移行・定着支援、ピアカウンセリング等の個別分野について専門的見識を有する者として福祉局長が適当と認めた者とする。

なお、専門アドバイザーは、県が必要と認める場合のほか、地域アドバイザー又は市町村自立支援協議会からの要請（様式1）に基づき予算の範囲内で派遣する。派遣に際しては、圏域または複数の市町村にまたがって実施する事業を対象とする。

#### （4）相談支援アドバイザーの要件

ア 地域福祉の実践者として、相談支援に関し、相当な知識経験等の能力を有する者。

イ 地域における相談支援体制整備に実績を有する者

ウ 相談支援事業に従事した相当期間の経験を有する者

エ 社会福祉など障害者支援に関する知識を有する者

### 6 圏域会議（県福祉相談センター）

地域アドバイザーの活動を支援するとともに、管内市町村の相談支援体制整備の支援を行う。

### 7 その他

この要綱の実施に関し、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年8月8日から施行する。

この要綱は、平成20年3月27日から施行する。

この要綱は、平成21年7月16日から施行する。

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

この要綱は、令和元年11月12日から施行し、平成31年4月1日から適用する。